

## 第164回愛媛県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月15日(水) 10:01~10:55
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目6番地2  
愛媛県水産会館5階会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 岡村重治 本多義雄 高田光一 白石勝久 鈴木貴明  
畑 啓生 光澤安衣子  
(計7名)
  - (2) 県 (農林水産部水産局水産課) 若下課長 (事務局長)  
中島主幹 (事務局次長)  
宇野漁業調整係長  
(東予地方局水産課) 薬師寺課長  
(東予地方局今治支局水産課) 木原課長  
(中予地方局水産課) 鈴川課長  
(南予地方局水産課) 梶田課長  
(南予地方局愛南水産課) 中村課長  
(南予地方局八幡浜支局水産課) 八木課長  
(計9名)
  - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記  
(計3名)
  - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項及び審査結果
  - 第1号議案 新規の許可等について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
  - 第2号議案 令和5年度第5種共同漁業権に係る増殖(放流)目標の設定について  
【結果】原案のとおり設定して差し支えない旨決定
  - 第3号議案 漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- 5 その他
  - 追加議案 内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部

改正について

【結果】原案のとおり改正して差し支えない旨決定

## 6 議事の内容

### 1 開 会

逢 阪 書 記     それでは定刻となりましたので、ただいまから、第164回愛媛県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、柴田委員、斉藤委員、垣原委員が御欠席ですが、委員定数10名のうち7名の委員が御出席されておりますので、愛媛県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告いたします。

会議に入ります前に、ここで配布資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの次第、委員名簿、資料1から資料3でございます。よろしいでしょうか。

それでは同事務規程第5条第1項の規定により、これからは、岡村会長に会の進行をお願いします。

### 2 あいさつ

岡 村 会 長     皆さんおはようございます。桜の花もそろそろ咲くんじゃないかと思えます。3月の後半には皆さん、お花見に行ってください。よろしく申し上げます。本日は、第164回の愛媛県内水面漁場管理委員会の開催について御案内いたしましたところ、委員の皆様には、年度末で何かとお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から、当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを、改めてお礼を申し上げます。

本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、新規の許可等について、令和5年度第5種共同漁業権に係る増殖目標の設定について及び漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示についての計3件の議題について御審議いただくことになっております。どうか慎重な御審議と適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

### 3 議事録署名人選出

岡 村 議 長     それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。議事録署名人は、鈴木委員さんと畑委員さんの、御両名にお願いします。よろしく申し上げます。

#### 4（1）付議事項 新規の許可等について（諮問）

岡村議長 それでは付議事項に入ります。第1号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 資料1の1ページ目を御覧ください。知事からの諮問を、朗読します。  
（ 諮問文を朗読 ）  
諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。うなぎ稚魚漁業の許可のことなんですけど、御意見ありませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

岡村議長 御意見もないようですので、お諮りします。第1号議案の新規の許可等については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

岡村議長 異議がないようですので、原案のとおり決定します。

#### 4（2）付議事項 令和5年度第5種共同漁業権に関する増殖（放流）目標の設定について

岡村議長 続きまして、第2号議案、令和5年度第5種共同漁業権に関する増殖（放流）目標の設定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 （ 資料に基づき説明 ）

岡村議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。大変厳しい時代というか、目標に関しても厳しいところがありますが、皆様から御意見ありませんでしょうか。1ページが増殖目標の案になっておりまして、2ページで第5種共同漁業

権の増殖目標の設定について説明がありましたけども、また今までの何年かの放流実績等の資料がありますけども、急に見ても分かりにくいところもあると思いますが、何か御意見ありましたらお願いします。

本 多 委 員 昨年からですね、種苗代がものすごく上がっとなよね。それでこの増殖目標が前年と同じ数字になつてきますが、中にはやっぱり達成できない組合も出てくると思うんですけども。来年度の目標についてはこのままで良いとは思いますが、達成できない組合が出てくるというのはあらかじめ予想がされることです。それで、放流の重量と尾数の関係なのですが、以前にもお話ししたように、重量は満たされておっても、数量で三角印という形になりますが、モクズガニなんかでも、平均の出し方がどのような形で出しておるかで違ってくると思いますので、そこらも目標とかけ離れた数字になつてくると思うんですよ。そこらも見直しが必要じゃなかろうかという気がするんですけども。

逢 阪 書 記 来年度の漁業権の一斉切替えに合わせて、全体的に見直しをして、また目標の設定についてこの場で御審議いただければと思います。

岡 村 議 長 重量と尾数の関係も、大きいものを入れたら匹数が足らんということになり、またどちらかを満たすということだと思いますけども、その辺も来年切替えがございまして、検討しないといけないですね。それと、今年のアユの単価なんかも、餌が高くなり、今までどおりのことができようかという不安があるところも多々あると聞いております。今年はこれで一生懸命、皆さんに頑張ってもらっていただきましてやりますけども、次年度については検討したいと思います。他にないでしょうか。

白 石 委 員 あまり関係ないことかもしれませんが、収入源のうちの遊漁料のことです。私が知っている中で、愛媛県下の人気の河川というと、面河川とか肱川とか加茂川とかそういったところが大体人気の河川です。数字的に見ても、面河川なんかは3年ぐらい前なんかはほとんど釣れなくて、遊漁券の売り上げが相当悪かったと。ここ3年ぐらいで、放流の仕方も良くなったのか、人気が少しずつ盛り返してきた。肱川なんかは、前の水害の関係で、釣

れないと、どんどん客足が遠のいたのが事実です。これも原因は水害のことですから難しいことところもあります。それで肱川なんかは、見るからにウがすごいですよね。加茂川なんかは安定はしていると思いますけども、もっと京阪神に近いんで、岡山あたりからはすぐですからね。こういうところはお客さんがもっとももっと来てくれるのかなと。やっぱりウの状態が年によって変わってくるというのがあります。ウの対策がきちんとしているところは安定してる。県外の川の話なんです、奈良県に天川という川があります。そこは年券が1万円なんです、ウの駆除も徹底してやっているので、年券もすごい人気で、人口比率が違うのでこっちと比較はできませんが、関西圏の話でいくと、釣り人の8割ぐらいが天川の券をもっていると。京都の名だたる河川があっても、天川の券をもっていると。大阪、和歌山、そういった府県から相当な売り上げがあると。すごいですよね。ウの被害がひどいと思うんで、加茂川の方は前に見せてもらったんですけども、場所によってはひどい。中山川もたまに通るとすごいですよね。重信川なんかは最たるもので、徹底的なダメージを受けていると。このあたりのことは、先に考えたら、なんかもっと抜本的な対策が必要じゃないかと思います。

岡 村 議 長 ありがとうございます。ウのことは年によって違うと、やられる時にはめっちゃくちゃやられるということもありますけども、この1年ぐらいはまあまあ減つとるんじゃないかと思います。それと遊漁料なんですけども、組合としては皆上げたいとは思ってるんですけども、それができんような状況にあると。それと組合員の高齢化でドロップアウトする人も増えておりまして、それにも増して、今後はどうしたらお客さんが来てくれるかとかは考えていかなければならないと思います。

白 石 委 員 釣り人は釣れさえすれば、遊漁料は1万円でも来るといことです。

岡 村 議 長 今白石さん言ってくれたように、悪い方のスパイラルに陥つとるんじゃないかと。大変難しい時代になると。問題も多々あると思っております。それを克服するようにまた皆で考えていきたいと思っております。

畑 委 員 最近、ウナギも含めてなんですけども、河川で放流しても、資源量を増やすことはないという研究が立て続けに出て、むしろ減らすという、元々いる個体と競争して、放流することで天然の資源まで減少してしまって、トータルとして資源量を減らすという研究が立て続けに出ているんですよ。多分これがきっと潮流になると思うんですけども、ですので令和5年度がどうこうということではないんですけども、次の切替えの時に、またちょっと放流量を減らす方向で考えられたら良いんじゃないかと思います。それと、さっき岩松川の石倉の話を伺いましたけども、あと肱川上流の生息環境の話も伺いましたけども、そっちの方が本当は資源量を増やすことに繋がりますんで、あるいは、ウの駆除を重信川で頑張ってやってらっしゃるのを拝見しましたけども、そういうのも確かに資源量を増やすことに繋がると思っています。それやるんやったら、例えば、放流量を予め計画から減らしておくとかいうことをされたら良いと思います。

岡 村 議 長 事務局から何か返答ありますか。

逢 阪 書 記 そういった御意見も参考に、次の計画の検討について、そのあたりも含めて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

岡 村 議 長 本当にそうですね。私も聞くところによりますと、ウナギ等の放流に関しましては、放流はするんやけど、果たしてそれで増えとんかということに関しては、今おっしゃたとおりのことがあるんじゃないかなと思うんです。それよりも、石倉とか、そういった自然の形で増やしていくということが大事なんじゃないかと思っております。ウナギを放流したら、あんまり増えんのんじゃないかと思聞きますけども、事実の検証ができてないんで、分かりにくいところがあるんですけども、何か聞いてますか。

畑 委 員 九州の河川で、放流前に一匹一匹個体識別して放流したら、やっぱり天然のウナギと競争があって、それに負けてしまって、どンドン下流に流されて、そして消失すると。例えばオオウナギなんか食べられて、オオウナギの中からピットタグがたくさん出てきたとかいうのもあるみたいで。

岡 村 議 長 加茂川なんですけどね、ずっと放流は続けてるんですけどね、ものすごく増えたという認識がないんですね。減ったということもないんじゃないけど、あまり効果が見受けられないところもあると思います。今年はこれでやりますけども、次年度切替えにもなりますんで、そういうところも色々調べていただいたらと思います。

畑 委 員 ウナギとアユについては河口から遡上してくることが大事なので、えん堤に魚道をつけるとか、そういったことが有効だと報告されています。

岡 村 議 長 そうよね、魚道とか、環境を維持するということよね。上がれないようなことをしとったら難しいと思いますね。

光 澤 委 員 放流の効果に疑問があるというのは私も聞いたことがあるんですけど、マイナスの効果まであるところまで言われてるんですか。

畑 委 員 そうなんですよ。

光 澤 委 員 それは天然ものと競争して、どっちも駄目になると。

畑 委 員 トータルで駄目になると。メタ研究で、色んな研究の事例を集めて、トータルで見てもやっぱり減ってしまうという、そういった論文が2つぐらい出まして。

岡 村 議 長 それでウナギなんかも、放流の時期なんですね。いつでも入れたら増えるとかいうんじゃないに、4月頃よりは9月頃が良いとかですね、色々聞くんですけどね、結果がちょっと出ていない。私のところのことを言いましたらですね、今までは4月頃入れよったんですけどね、今年は9月頃入れてみようかとかいうような話を考えたりもしています。いずれにしても、今回の分に対しましては御了承いただいておりますけども、色々な情報が出てきとんだったら、それを検証して次に活かしていきたいと思います。他に御意見ありませんか。

委 員 一 同 ( 意見なし )

岡 村 議 長 御意見もないようですので、お諮りします。第2号議案の令和5年度第5種共同漁業権に係る増殖目標の設定については、原案のとおりとし、また、コイの増殖目標は各組合には通知しないことで、御異議ありませんか。

委 員 一 同 ( 異議なし )

岡 村 議 長 異議がないようですので、原案のとおり決定します。

#### 4 (3) 付議事項 漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示について

岡 村 議 長 続きます。第3号議案、漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢 阪 書 記 ( 資料に基づき説明 )

岡 村 議 長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。コイの持ち出し等の制限に関する委員会指示でございます。これに関しては、この近年ずっとやっております。令和5年4月1日から来年の3月31日までの期間となりますけども、何か御意見ないでしょうか。

委 員 一 同 ( 意見なし )

岡 村 議 長 御意見もないようですので、第3号議案の漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり指示を出すことに御異議ありませんか。

委 員 一 同 ( 異議なし )

岡 村 議 長 異議がないようですので、原案のとおり指示することに決定します。

#### 5 その他



岡 村 議 長 以上で、事前にお知らせをしておりました議題は全て終わりましたけれども、ここで事務局より追加議案の提案があるようですので説明をお願いします。

逢 阪 書 記 令和5年4月1日から、改正個人情報保護法の施行に伴い、内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について改正が必要となりました。開催通知発出時には、改正案の作成の目途が立たず、事前に御案内することができませんでしたが、4月1日までには改正する必要があります。つきましては、議案として御審議いただきますようお願いいたします。

岡 村 議 長 説明が終わりましたが、令和5年4月1日から施行される個人情報保護法の改正に関連し、本委員会が定める規程の一部改正が必要ということで、本委員会事務規程第7条の規定により、緊急の必要があると認め、議案としてよろしいでしょうか。

委 員 一 同 ( 異議なし )

岡 村 議 長 それでは、内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記 ( 資料に基づき説明 )

岡 村 議 長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。個人情報の保護に関する規程の一部改正についてでございます。御意見ないでしょうか。

委 員 一 同 ( 意見なし )

岡 村 議 長 御意見がないようでございますのでお諮りします。内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正につきましては、軽微な修正については一任することとし、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委 員 一 同 ( 異議なし )

岡 村 議 長　それでは、そのように決定いたします。次にその他に移ります。委員さんから、何かございませんでしょうか。

委 員 一 同　（ 意見なし ）

岡 村 議 長　事務局から何かお知らせすることはありませんか。

逢 阪 書 記　事務局から、一点ございます。本日使用しました資料2は、組合経営に関する情報が含まれており、本委員会に限っての資料という扱いでございますので、その取扱いには十分注意されるようお願いします。

来年度につきまして、当委員会のスケジュールですけれども、9月から12月にかけて1回、あと年明けと年度末を予定しておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

岡 村 議 長　今事務局から説明がありましたけれども、資料2については、組合経営に関する情報が含まれておりますので、十分留意してください。

## **6 閉 会**

岡 村 議 長　それでは、本日予定しておりました全ての議題が終了しましたので、本日の委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

10時55分 閉会